

福井県職員の退職管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6第1項の規定に基づき、福井県（以下「県」という。）の職員の退職管理の適性を確保するために必要な措置を定めることにより、県職員の再就職の公正性および透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。
- (2) 営利企業等 営利企業および営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人および特定地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (3) 公共工事入札参加資格企業等 県の発注する公共工事の入札に参加する資格を有する営利企業等をいう。
- (4) 利害関係企業等 職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。
 - ア 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等および当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
 - イ 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等 および地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により県が支出する補助金をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務または事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等および当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
 - ウ 立入検査、監査または監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受けている営利企業等および当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針および実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあっては、当該検査等を受ける営利企業等）
 - エ 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等
 - オ 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち、法令の規

- 定に基づいてされるものをいう。以下同じ。) をする事務 当該行政指導により現に一定の作為または不作為を求められている営利企業等
- カ 県の締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務 当該契約を締結している営利企業等、当該契約の申込みをしている営利企業等および当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等
- キ 司法警察職員が職務として行う場合における犯罪の捜査に関する事務 当該犯罪の捜査を受けている営利企業等

（在職中の求職活動の規制）

第3条 職員は、離職する日以前5年以内に公共工事に関する職務に携わっていたときは、公共工事入札参加資格企業等に対して、自己の再就職を要請してはならない。

- 2 職員は、利害関係企業等に対し、自己の再就職を要請してはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - (1) 職員の任用に関する規則（昭和57年福井県人事委員会規則第6号）別表第1警察官以外の職員の職の職級の部課長補佐級の項、主査級の項または主事および技師級の項に規定する職の職員が自己の再就職を要請する場合
 - (2) 県を退職した者の雇用を希望する団体等からの求めに応じ県が適任者として紹介した職員が、当該団体等に自己の再就職を要請する場合
 - (3) 当該営利企業等への雇用が一般に募集され、その応募者が公正かつ適正な手続により選考される場合において、その応募者になる場合

（再就職調書の提出）

第4条 職員は、離職後に公共工事入札参加資格企業等に再就職することを約束した場合は、福井県職員の退職管理に関する条例（平成28年福井県条例第2号。以下「条例」という。）第3条の規定による届出を行った場合、福井県職員の退職管理に関する規則（平成28年福井県人事委員会規則第8号。以下「規則」という。）第23条各号に掲げる場合および日々雇い入れられる者となることを約束した場合を除き、速やかに、再就職調書（様式第1号）を総務部長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用された職員
 - (2) 条件付採用期間中の職員
 - (3) 非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
 - (4) 法38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員
 - (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号もしくは第18条第1項、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）第3条もしくは第4条または福井県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年福井県条例第

- 49号) 第9条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員
- 3 前2項の規定は、職員であった者が離職後2年を経過するまでの間に公共工事入札参加資格企業等に再就職した場合について準用する。この場合において、第1項中「第3条」とあるのは「第4条」と、「第23条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(同意書および誓約書の提出)

第5条 条例第3条の規定による届出は、再就職に係る公表の同意書(様式第2号)、法、条例およびこの要綱を遵守する旨の誓約書(様式第3号)を添えて行うものとする。条例第4条の規定による届出を行う場合も、同様とする。

(再就職状況の公表)

第6条 県は、次に掲げる者(以下「公表対象者」という。)の氏名、離職時の所属名、離職時の職名、離職日、再就職先の名称、再就職先における役職および再就職年月日を公表する。

- (1) 条例第3条または第4条の規定による届出をした者(前条の規定による同意書の提出があった者に限る。)
 - (2) 条例第5条の規定による報告に係る届出をした者
 - (3) 第4条の規定による再就職調書を提出した者
- 2 前項の規定による公表は、毎年度、当該年度に再就職した公表対象者について、7月末日までに行うものとし、当該公表日以後に再就職した公表対象者についても、随時公表するものとする。
- 3 第1項の規定による公表は、公表対象者の離職後2年を経過する日まで行うものとする。
- 4 第1項の規定による公表は、県のホームページに掲載し、および県政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月19日から施行する。
- 2 第4条の規定は、この要綱の施行の日前2年以内に退職した職員についても適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年3月30日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成23年3月31日以後に退職する職員に適用する。
- 3 この要綱の施行以前に、県を退職した職員が、県の発注する公共工事の入札に参加する資格を有する営利企業に再就職する場合における取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。